

重要事項説明書・同意書（合葬墓地用）

この書類は、木津川市市営墓地（合葬墓地）の使用にあたり、大切なことがらをご説明するものです。必ず内容をご確認いただき、同意欄に署名してください。

1. 木津川市市営墓地について

木津川市市営墓地は、木津川市が設置する墓地です。墳墓として一般墓地と合葬墓地を設けています。

名称：思いでの丘霊園	位置：木津川市城山台九丁目3番地 ほか
------------	---------------------

※ 市営墓地を使用できるのは、市長の使用許可又は承継許可（以下「使用許可等」という。）を受けた方（以下「使用者」という。）です。

※ 使用許可等に基づいて市の施設を使用いただくもので、墓地の販売ではありません。

2. 合葬墓地について

合葬墓地は、多くの方々の焼骨を、一つのモニュメントの地下に共同して埋蔵する墳墓で、木津川市が管理を行います。一旦埋蔵された焼骨を取り出すことはできません。

合葬墓地の使用申請については、次の2つの区分（合葬区分）があります。

【本人生前予約】65歳以上の木津川市民が自らの焼骨の埋蔵について申請する場合

【所有焼骨埋蔵】埋蔵する焼骨を所有する木津川市民が申請する場合

3. 合葬墓地の使用目的・方法

使用者は、使用許可を受けた焼骨の埋蔵のために合葬墓地を使用できます。埋蔵を行うときは、7日前までに申請して市長の許可を得てください。

※ 円滑な墓地使用のため、埋蔵の申請前に埋蔵希望日を電話予約してください。

※ 埋蔵ができるのは、平日・休日の1時間（①～④の時間帯の内1コマ）です。

- ・①午前10～11時 ②午前11時～正午 ③午後1～2時 ④午後2～3時
- ・他の使用者の予約や墓地維持管理等により、予約できない場合があります。
- ・彼岸、盆、年末年始の期間は埋蔵できません。
- ・夏季（7～9月）は、③・④の時間帯での埋蔵はできません。

※ 埋蔵完了後に完了届出書を提出いただきます。

（1）焼骨の埋蔵

埋蔵できるのは、使用許可を受けた焼骨に限ります。

- ・骨壺・遺品等は埋蔵できません。
- ・焼骨は、お渡しする納骨袋に移し替えていただきます。
- ・焼骨は、ご遺族に埋蔵していただきます。
- ・埋蔵の際には、他の墓参者へのご配慮をお願いします。
- ・埋蔵の際には職員が立ち会います（宗教行事には立ち会いません。）。

(2) 記名板の設置

希望される場合、合葬墓地に埋蔵された方のお名前等を記す記名板をご使用いただけます（別途、埋蔵までに申請要。有料。）。

使 用	埋蔵された方1名につき1枚	
規 格	金属製（縦4.5cm×横19cm）	
配 置	埋蔵後に市が配置（壁の内側、外側及び位置の指定はできません。記名板を申請したご家族等との隣接配置希望可（ご希望に添えない場合もあります。）。）	
記 載 事 項	必須 項目	氏名（住民票・埋火葬許可証等に記載された氏名※） ※ 金属板の加工上、対応できない文字があります。
	任意 項目	出生年月日、死亡年月日、都道府県名※、市町村名※ ※ 希望する任意の都道府県名・市町村名
イメージ図		
その他	記名板は市営墓地の備品で、持ち帰ることはできません。	

4. 合葬墓地の使用料等

使用者は、次の使用料・記名板使用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければなりません。

区分	金額	納期限	納付方法	備考
使用料	焼骨1体あたり 50,000円	使用許可の日の20日後	納付書で一括納付	使用許可時に1回納付
記名板 使用料	記名板1枚あたり 25,000円 (記名板申請者のみ)	記名板の 使用許可の日の20日後	納付書で一括納付	記名板の使用許可時に1回納付

- ※ 一旦納付された使用料等は還付できません。
- ※ 使用料等が納期限までに支払われない場合は、使用許可を取り消します。
- ※ 使用料等が納付されるまで、焼骨の埋蔵は許可できません。
- ※ 毎年の管理料は必要ありません。

5. 変更の届出（祭祀主宰者については【本人生前予約】の場合のみ）

使用者又は祭祀主宰者となるべき方（使用者の死亡後、使用許可を承継して焼骨の埋蔵を行う方）に次の事項の変更があったときは、14日以内に市長に届け出てください。

住所、氏名（使用者については、戸籍届出等により氏名の変更があった場合に限る。）、本籍、筆頭者、電話番号、使用者との続柄（祭祀主宰者となるべき方に限る。）

6. 合葬墓地の承継等（【本人生前予約】の場合のみ）

使用者が死亡したときは、祭祀主宰者は、速やかに次の手続を行ってください。

区分	手続
合葬墓地を使用する場合	使用許可の承継の申請
合葬墓地を使用しない場合	使用許可の取り消しの届出

※ 承継許可を受けた後、祭祀主宰者は使用者となり合葬墓地に焼骨を埋蔵することができます。

※ 3年間手続をされなかった場合、承継ができなくなります。

7. 合葬墓地の返還

使用者は、埋蔵までに合葬墓地を使用しなくなったときは、市長に使用許可等の取り消しを届け出てください。

8. 合葬墓地の使用条件・制限

合葬墓地の使用には、上記の項目に掲げるもののほか、次のような条件・制限があります。これらの条件・制限の他、木津川市市営墓地条例、同条例施行規則、その他市長が付した条件等に違反したときは、市営墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 第三者のための使用や、営利を目的とした使用はできません。
- (2) 焼骨の埋蔵にあたっては市長の指示に従ってください。
- (3) 祭祀主宰者となるべき方を指定して、市長に届け出てください。
※【本人生前予約】の場合のみ。
※祭祀主宰者となるべき方には、市営墓地の使用等について十分ご説明ください。
- (4) 各種の手続を行う際には、使用許可・承継許可時にお渡しする使用許可書を提示してください。
※使用許可書を紛失、滅失、汚損したときは届け出て再交付を受けてください。
- (5) 合葬墓地には、線香立は設置していません。持参される場合、火の取扱いには十分ご注意ください。
※合葬墓地・献花台等に、直接、線香・ろうそく等を置かないでください。
- (6) 供物は、お持ち帰りください。
- (7) 合葬墓地は、他の使用者が埋蔵に使用されている間、参拝いただけません。
- (8) 埋蔵時以外は、合葬墓地の独占使用はできません。墓参の際は、他の墓参者に配慮して、お互いに譲り合ってご使用ください。
- (9) 墓地を損傷・汚損する行為、墓地の風紀・静穏を乱す行為は禁じられています。

(同意欄)

以上の重要事項の内容を確認し、これに同意します。また、木津川市が、使用許可等その他の市営墓地の管理を行うにあたり必要な、住所、氏名、本籍、筆頭者その他の個人情報を確認することに同意します。

年 月 日 年 月 日

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____

※本人自署